

被告の主張する差異点

	問題となる箇所	本件意匠	被告意匠	被告による評価	原告の反論
1	全体の外観	各パッド片が操作部から放射状に延びている感じを与えており、中段の左右のパッド片が上下段のパッド片より外方へ突出していることで、意匠の外周縁部の概観は看者に全体的に丸みを帯びた感じを与えている(甲2の1・【正面図】)。	上下段のパッド片は、中段のパッド片と略平行に形成されており、放射状に延びているという感じは無く、また、中段の左右のパッド片の先端と上下段のパッド片の先端とは同じであり、上下段のパッド片の中央部分は上下に円弧状に突出しているが、意匠外縁部の概観は方形の感じを看者に与えている(乙1の1)。		
2	操作部の正面	操作部は真上から見ると二重の円形に見えるが、2段の凸状部分になっていて、この段差の部分が二重の円形のように描かれているものである。操作部の上面の上下には強弱調整用の「+」と「-」の記号が表示されている(乙2の1・【正面図】)。操作部の周縁に白い円はない。	2段の凸状ではなく、1段の円柱状の凸状である。操作部の上面の上には本件意匠と同様に強弱調整用の「+」と「-」の記号が表示されており、また、これらの記号の間に電源のオンオフスイッチとしての記号が表示されている。操作部の周縁には白い円がくっきりと描かれている。	本件意匠及び被告意匠共に、「+」と「-」の記号や電源スイッチの記号は時計の数字の文字と同様に意匠としての特徴的な要素とは言えないかも知れないが、操作部の中央に黒地の上に白色の電源スイッチの記号は看者にとって、電源スイッチの記号が無い本件意匠と比べて大きなインパクトを与える。また、操作部の周縁に描かれた白い円は、差異点としては非常に大きい要素である(以上、乙1の1、乙2の1)。	
3	操作部の背面	同心円状に2つの円があり、2つの円の間にはピッチを狭くした多数の線が放射状に描かれており、中央にはコイン掛けが横方向に描かれていて全体として円の中心に位置している。また、裏蓋は本物品の背面より突出はせず面一となっている(甲2の1・【背面図】【底面図】)。	本件意匠と同様に2つの円が描かれているが、同心円状ではなく内側の円(裏蓋)は右側に偏心しており、コイン掛けも縦方向であり、2つの円の間には放射状の線は描かれておらず、全体としては若干右寄りに位置している。電池交換用の裏蓋を含めた操作部の背面部分は本物品の背面より突出しており、手で触った場合に突出感を大きく感じる。また、本件意匠には無い「OPEN←→LOCK」の文字が記載されている(乙1の2、乙3)。		
4	操作部の周囲の略三角形の小穴	操作部の周囲には角を丸くした三角形の小穴(特許明細書では「貫通孔」とされている[乙14・【0052】])が4個穿孔されている(乙2の1・【正面図】【背面図】)。	被告意匠にはこのような貫通孔は存在しない。	後願意匠の3件についてもこのような貫通孔は存在しない(乙15の1乃至3)。ちなみに、市場に流通している貼付方式(EMS商品を身体に装着するにおいて、ベルトではなく、貼り付けることで装着する方式を指す)のEMS商品の中でも、このような貫通孔を設けていない商品が大多数である。したがって、貫通孔の有無も類否判断に対して大きな影響を与える。	
5	上段のパッド片の形状	上段の左右のパッド片の形状は、隅丸五角形であり、斜め上に傾斜しており、上中下段の左右のパッド片でsix packのイメージを看者に与えている。	左右のパッド片でひとつの楓の種形状(あるいはプロペラ形状)であり、パッド片の上部中央部分は円弧状に上方に突出した形状であるが、本件意匠の対応箇所は円弧状に突出せずに斜め上に傾斜した直線状となっている。被告意匠のパッド片は本件意匠のように斜め上に傾斜せずに、横方向に延びた形状となっている。		被告意匠の楓の種形状(あるいはプロペラ形状)は、パッド片の上辺から側辺にまたがる部分が膨らみを持った緩やかな湾曲部を形成する構成をなしているというものである。これを上段及び下段において対称的に左片右片とした被告意匠の配置は、パッド部全体の上下両隅が隅丸になっている印象を与えている点において、本件意匠との共通感を奏しており、類否判断に与える影響は微小である。
6	中段のパッド片の形状	中段のパッド片の左右への突出部分は隅丸五角形であり、上下方向の幅寸法は略同一である(なお、パッド片の形状は3本の溝形状が隅丸五角形となっているので、看者に隅丸五角形の印象又はイメージを与える)。また、中段のパッド片の先端は上段のパッド片より横方向へ突出している。	中段のパッド片の左右への突出部分は略四角形であり、上下方向の幅寸法は先端に至るほど狭くなっており、しかも、先端部分の上下の角部分は本件意匠と比べて一層大きなアールを描いている。また、中段のパッド片の先端は上段のパッド片より横方向に突出せず、同一の寸法である。		

7	下段のパッド片の形状	下段のパッド片は隅丸五角形であり、下端は斜め上に傾斜して直線状となっている。また、パッド片の先端は、中段のパッド片及び上段のパッド片の先端より内側に位置している。つまり、上段及び中段のパッド片の先端は、下段のパッド片の先端より横方向に突出している。	左右のパッド片でひとつの楓の種形状(あるいはプロペラ形状)であり、パッド片の下部中央部分は円弧状に下方に突出した形状であるが、本件意匠の対応箇所は円弧状に突出せずに斜め上に傾斜した直線状となっている。被告意匠の下段のパッド片の形状は楓の種形状であって、本件意匠の下段のパッド片の形状とは全く異なる。上段のパッド片も同様である。		
8	中段のパッド片の水平方向に対する傾き	左右の中段のパッド片は、水平方向に対して若干上向きに傾斜した形状となっている。意匠公報の正面図では少し分かりにくいかもしれないが、背面図を見れば左右の中段のパッド片が水平方向に対してそれぞれ若干上向きに傾斜しているのが良く分かる。	左右の中段のパッド片は水平方向に延びており、中段のパッド片の上あるいは下方向には傾斜していない。		
9	各パッド片の3本の平行な溝ライン(溝模様)	各パッド片には3本の平行な溝模様があり、この隅丸五角形の溝模様は各パッド片の周縁近傍まであり、全体で6個で操作部の周りに大きくごちゃごちゃと配置されている感じで、看者に相当なインパクトを与える。	被告意匠では、各パッド片に本件意匠のような3本の平行な溝模様は存在せず、看者にとってシンプルな印象を与える。		被告意匠の凸部は、中段における略台形状、上下段における楓の種形状の各凸部の周縁から外方に向かってなだらかな裾野状(テーパ状)に広がっているところから看者の目を惹くものではなく、本件意匠のテーパ状の傾斜部を有する隆起部との間で格別の差異感を奏するものでもなく、類否判断に及ぼす影響は微小である。
10	溝模様の外側にある線模様	上段のパッド片と下段のパッド片の線模様は、各溝模様の外側にあつて、溝模様の操作部の近傍部分を除いて溝模様の全体を囲うように配置されている。また、線模様の先端は溝模様の部分より大きく突出している。中段のパッド片の線模様は、溝模様の外側にあつて、溝模様の操作部の近傍部分を除いて溝模様の全体を囲うように配置されているが、線模様の先端は溝模様より操作部側に突出していない。	被告意匠の中段のパッド片には本件意匠のような線模様は存在しない。上段のパッド片の線模様は本件意匠のようにパッド片全体にわたって配置したものではなく、上段のパッド片の上縁に沿って配置されていて、しかも幅広の基端から先端に至る程細くなっている。上段のパッド片の下縁の線模様は本件意匠のように連続した線模様ではなく、点線状であり、しかも幅広の基端から先端に至る程細くなっている。また、長さも上部の線模様と比べると短く、しかも、本件意匠とは異なり、非連続であり、一体感を与えない。下段のパッド片の線模様も上段のパッド片の線模様と同様である。また、上段及び下段のパッド片の線模様の端部は、本件意匠のように操作部の近傍に向かって延びてはならず、操作部とは離れた位置に描かれている。	模様から意匠を見た場合、各パッド片に溝模様と線模様がある本件意匠と被告意匠を全体の外観から看ると、被告意匠には6枚のパッド片に溝模様が無く、上下のパッド片の上部と下部にしか線模様が存在せず、溝模様と線模様を有する本件意匠とは明らかに差異するものであり、かかる溝模様や線模様は意匠の類否判断に非常に大きな影響を与えるものである。 6枚のパッド片の本件意匠に対して8枚のパッド片の意匠(乙第32号証:意匠登録第1545924号)と、4枚のパッド片の意匠(乙第33号証:意匠登録第1545925号)とが関連意匠として登録されている。これは、乙32及び33は各パッド片には本件意匠と同じ3本の溝ライン(溝模様)と、この溝ラインの周囲に設けた線模様があり、この溝ライン及び線模様が特徴的な具体的構成態様と捉えて特許庁が判断して関連意匠として登録が認められたものである。そうでなければ、パッド片の枚数が異なるにも関わらず関連意匠として登録されるはずがない。	被告意匠の凸部は、中段における略台形状、上下段における楓の種形状の各凸部の周縁から外方に向かってなだらかな裾野状(テーパ状)に広がっているところから看者の目を惹くものではなく、本件意匠のテーパ状の傾斜部を有する隆起部との間で格別の差異感を奏するものでもなく、類否判断に及ぼす影響は微小である。溝ラインの有無、線模様の有無等についても極めて微小な差異である。
11	上段のパッド片の隆起部〔凸部〕	左右の上段のパッド片の隆起部は、溝模様で囲まれた隅丸五角形で大きな面積からなり、該隆起部は左右にそれぞれ独立しており、この隆起部の周縁部分は溝模様とは面一とはなっていない。	上段の左右のパッド片には本件意匠のように隅丸五角形の大きな面積の隆起部は無く、左右の上段のパッド片にわたって連続した横長で略M字状の細長い隆起部であり、該隆起部の左右の先端はテーパ状となっていて、上段のパッド片の面と面一となっている。	左右の上段のパッド片にそれぞれ隅丸五角形の隆起部がある本件意匠と、左右の上段のパッド片に連続した略M字状の細長い隆起部がある被告意匠とを類否判断するにあたっては、隆起部の形状が全く異なるものであって類否判断に与える影響は大きい。	
12	中段のパッド片の隆起部	左右の中段のパッド片の隆起部は、溝模様で囲まれた隅丸五角形で該隆起部は左右にそれぞれ独立しており、この隆起部の周縁部分は溝模様とは面一とはなっていない。	中段の左右のパッド片には本件意匠のように隅丸五角形の隆起部はなく、左右の中段のパッド片にわたって連続した横長で略チャンピオンベルト状の隆起部であり、該隆起部の左右の先端はテーパ状となっていて、中段のパッド片の面と面一となっている。	左右の中段のパッド片にそれぞれ隅丸五角形の隆起部がある本件意匠と、左右の中段のパッド片に連続した略チャンピオンベルト状の隆起部がある被告意匠とを類否判断するにあたっては、隆起部の形状が全く異なるものであって類否判断に与える影響は大きい。	

13	下段のパッド片の隆起部	左右の下段のパッド片の隆起部は、溝模様で囲まれた隅丸五角形で大きな面積からなり、該隆起部は左右にそれぞれ独立しており、この隆起部の周縁部分は溝模様とは面一とはなっていない。	下段の左右のパッド片には本件意匠のように隅丸五角形の大きな面積の隆起部はなく、左右の中段のパッド片にわたって連続した横長で略逆M字状の細長い隆起部であり、該隆起部の左右の先端はテーパ状となっていて、下段のパッド片の面と面一となっている。	左右の下段のパッド片にそれぞれ隅丸五角形の隆起部がある本件意匠と、左右の下段のパッド片に連続した略逆M字状の細長い隆起部がある被告意匠とを類否判断するにあたっては、隆起部の形状が全く異なるものであって類否判断に与える影響は大きい。なお、被告意匠の上段のパッド片の隆起部の形状と、下段のパッド片の隆起部の形状とは上下対称となっているが、本件意匠の上段のパッド片の隆起部と下段のパッド片の隆起部とは上下対称となっていない点においても、類否判断に非常に大きな影響を与える。	
14	上下の切り込み	切り込みの上部(あるいは下部)の幅が広く、先端に至る程狭くなる程度が急激で、切り込みの先端部分は鋭角に尖った形状であり、切り込みの全体の形状は先端が尖った三角形形状である。	被告意匠の切り込みの先端部分は半円形であり、切り込みの上部(あるいは下部)から先端にかけての幅が狭くなる程度は緩やかであり、切り込みの幅は先端にかけても広く、切り込みの全体の形状は先端部分を半円形とした略方形である。また、切り込みの寸法も本件意匠と比較した場合、非常に短い。	このように上下左右の切り込みの形状が本件意匠と被告意匠とは全く異なり、特に被告意匠の切り込みの先端部分は一定の広い幅を有しているが、本件意匠の切り込みの先端は鋭角となっていて全体として先端が尖った三角形形状であり、また、切り込みの先端の位置も、切り込みが浅い本件意匠とは異なり、被告意匠は切り込みが深くて操作部の近傍まで位置している。かかる切り込みの大きな差異を有している点において、類否判断に非常に大きな影響を及ぼす。	
15	上段のパッド片と中段のパッド片の間の切り込み	切り込みの右部(あるいは左部)の幅が広く、先端に至る程狭くなる程度が急激で、切り込みの先端部分は鋭角に尖った形状であり、切り込みの全体の形状は先端が尖った三角形形状である。また、切り込みの操作部への方向は、斜め左下方(あるいは右下方)に傾斜している。	被告意匠の切り込みの先端部分は半円形であり、切り込みの右部(あるいは左部)から先端にかけての幅が狭くなる程度は緩やかであり、切り込みの幅は先端にかけても広く、切り込みの全体の形状は先端部分を半円形として該先端部分の幅がある細長い三角形形状である。また、切り込みの方向も本件意匠とは異なり、水平方向である。さらに、切り込みの先端の位置も本件意匠とは異なり、操作部の近傍まで位置している。つまり、切り込みが深い。	さらに、左右の切り込みの形状の違いにより以下のことが言える。すなわち、本件意匠の左右の切り込みは被告意匠とは異なり、切り込みの深さが浅いので、本物品全体として一体感があり、中段のパッド片と上段及び下段のパッド片とは、接続されているという感じを与えず、一体構成の感じを看者に与える。これに対して被告意匠は、左右の切り込みは、本件意匠と比較して幅寸法も大きく、切り込みの深さも深いために、中段のパッド片と上段及び下段のパッド片とは3段に分断されたような印象を与え、中段のパッド片と上段及び下段のパッド片とは看者に一体感を与えない。	
16	中段のパッド片と下段のパッド片の間の切り込み	切り込みの右部(あるいは左部)の幅が広く、先端に至る程狭くなる程度が急激で、切り込みの先端部分は鋭角に尖った形状であり、切り込みの全体の形状は先端が尖った三角形形状である。	被告意匠の切り込みの先端部分は半円形であり、切り込みの右部(あるいは左部)から先端にかけての幅が狭くなる程度は緩やかであり、切り込みの幅は先端にかけても広く、切り込みの全体の形状は先端部分を半円形として該先端部分の幅がある細長い三角形形状である。さらに、切り込みの先端の位置も本件意匠とは異なり、操作部の近傍まで位置している。	このように、左右の切り込みの形状の違いにより、上述したように看者に与えるインパクトが異なるものであり、類否判断をするにあたって大きな影響を及ぼすものである。	
17	上下左右の対称	本件意匠は左右対称となっているが、上下対称とはなっていない。	被告意匠は左右対称であり、また、上下対称である。		
18	本物品の背面の全体	各パッド片にはそれぞれ略小判状の電極部のみが設けられている。本件意匠には、被告意匠のように白色の部材が存在せず、また、本物品の白色の部材を縁取っている黒色部分が本件意匠には存在しない。	各パッド片にはそれぞれ本件意匠と同様に電極部が設けられているが、乙1の2に示すように、本物品の外形と同様の形状であって外形より小さくした形状の白色の部材が本物品の背面に装着されていて、この白色の部材の面にそれぞれ電極部が配設されている。また、該白色の部材の周縁を黒色の枠で縁取った形状となっている。	この差異は看者が一見すれば両者は異なることを即座に認識できるものである。この差異は本件意匠と被告意匠とを類否判断するにあたって非常に大きな影響を与える態様である。	電極部の模様、配線の形状において差異はあるが、周縁部を残した全面を電極部としている点及び中央に二重円の中にコイン掛けを有する電池開閉蓋を有する点の奏する共通感が模様の差異感を凌駕しており、看者に与える印象は強いものではない。
19	上段のパッド片の背面の電極部の形状	左右の電極部の形状は四隅を丸くした略小判状であり、斜め上方にかなり傾斜した形状となっている。	被告意匠の電極部は僅かに斜め上方に傾斜しているものの、電極部自体の形状は楓の種形状(プロペラ形状)となっており、本件意匠のような小判状とは全く異なる形状となっている。		
20	中段のパッド片の背面の電極部の形状	左右の電極部の形状は四隅を丸くした略小判状であり、斜め上方に若干傾斜した形状となっている。	電極部の形状自体は四隅を丸くした四角形であるが、本件意匠とは異なり端部に至る程幅が狭くなっている。また、全体的に水平である。		

21	下段のパッド片の背面の電極部の形状	左右の電極部の形状は四隅を丸くした略小判状であり、斜め上方に若干傾斜した形状となっている。	被告意匠の電極部は若干斜め下方に傾斜しており、また、電極部自体の形状は楓の種形状(プロペラ形状)となっており、本件意匠のような小判状とは全く異なる形状となっている。また、上下対称とはなっていない本件意匠とは異なり、本物品は上下対称の構造となっているため、上段のパッド片の電極部の傾斜角度と、下段のパッド片の電極部の傾斜角度とは同じ傾斜角度となっている。	各パッド片の電極部自体の形状や、傾きが異なる点において、類否判断をするにあたって大きな影響を及ぼす。	
22	電極部の位置関係	本件意匠は意匠公報の背面図から明らかなように、中段のパッド片の電極部が水平方向に外側へ張り出しており、上段のパッド片の電極部は中段のパッド片の電極部より内寄りであり、さらに、下段のパッド片の電極部は上段のパッド片の電極部よりさらに内側へ寄った構成となっている。	乙1の2から明らかなように、上段、中段及び下段のパッド片の電極部の水平方向の位置は同じであり、本件意匠とは異なり、他の電極部に対して外側に突出しているとか、内に寄っているということはない。	本件意匠が各電極部の配置がバラバラな印象を与えるのに対して、被告意匠の各電極部はまとまった感じを看者に与える。	
23	各電極部の電極パターン	各電極部の電極パターンとして、横方向へ離間しつつ上下方向へ並行して並ぶ大小多数の六角形模様である。	被告意匠の電極部は、中心の1本の長い電極パターンから所定の間隔をおいて上下方向に延びる多数の電極パターンからなる葉の模様である。	電極部の電極パターン(模様)が一見して全く異なるものであり、看者には極めて強烈なインパクトを与え、類否判断をするにあたって大きな影響を及ぼす態様である。	
24	電極部と操作部の背面とを接続する配線	操作部の左右に半円形の配線(電極パターン)がそれぞれ隣接して配置されて、6個の各電極部から直線状の配線(電極パターン)にて接続されている。	操作部の左右に半円形の配線(電極パターン)が設けられているが、操作部と隣接して配置されている本件意匠とは異なり、操作部とは隣接せず少し間隔をあけて配置されていて、この配線の端部が操作部の上下に接続されている。中段のパッド片の電極部は上記半円形の配線と一体的となり、上下の電極部は直線状ではなく曲成した配線(電極パターン)にて接続されている。	このように、本件意匠と被告意匠とを比較した場合、電極部自体の形状、電極部内の電極パターンの構成、電極部と操作部とを接続する配線(電極パターン)の形状が全く異なるものであり、これらの差異は類否判断に非常に大きな影響を及ぼすものである。	差異点18における主張と同じ。
25	6枚のパッド片と操作部との位置関係	6枚のパッド片の根本部分はいずれも操作部に向かっており、操作部から見れば操作部を中心として6方向に飛び出しているような位置関係にある。	上段及び下段の計4枚のパッド片の根元部分は操作部に向かっておらず、上段の2枚、下段の2枚それぞれが根元部分でつながっているような形状になっている。上段及び下段のパッド片は、上段のパッド片と中段のパッド片の間の切込み、及び中段のパッド片と下段のパッド片の間の切込みが本件意匠とは異なり、操作部の近傍まで幅を広くした状態で切り込まれており、そのため左右の切込みの間の部分で上段のパッド片と中段のパッド片とが並行的に接続された状態である。また同様に、左右の切込みの間の部分で下段のパッド片と中段のパッド片とが並行的に接続されている状態となっているものである。		被告意匠の6枚のパッド片の根本部分は操作部(電池部)に向かっていていることは明らかであり、被告の主張は誤っている。
26	パッド部周辺の形状	6枚のパッド片の周縁は全周にわたってテーパ状に傾斜している。	6枚のパッド片は凸部を除き水平であって傾斜していない。		